

東郷町地域公共交通計画策定支援業務及び東郷町巡回バス路線見直し支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和3年3月に策定した「東郷町地域公共交通計画」の評価、次期計画を策定するための調査分析及び協議会の運営等の支援並びに令和3年4月の東郷町巡回バス路線再編以降の利用実態やニーズを把握し更なる利便性向上を図るため巡回バス路線の見直し業務行う事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 東郷町地域公共交通計画策定支援業務

ア 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

イ 業務内容

別紙「東郷町地域公共交通計画策定支援業務 仕様書」のとおり。

ウ 提案限度額

17,765千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

各年度の上限度額 令和7年度 11,385千円

令和8年度 6,380千円

(2) 東郷町巡回バス路線見直し支援業務

ア 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

イ 業務内容

別紙「東郷町巡回バス路線見直し支援業務 仕様書」のとおり。

ウ 提案限度額

8,217千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

各年度の上限度額 令和7年度 1,958千円

令和8年度 6,259千円

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 2(1)東郷町地域公共交通計画策定支援業務及び2(2)東郷町巡回バス路線見直し

支援業務のいずれも実施可能であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の定めに該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 東郷町暴力団排除条例（平成24年9月21日条例第28号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年3月20日訓令第2号）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 令和7年度において東郷町の入札参加資格を有していること。
- (8) 地方公共団体が発注する同種の業務実績を有すること。

5 事業者選定までのスケジュール

	日程	内容
(1)	4月23日（水）	実施要領等の公表
(2)	4月23日（水）から 4月30日（水）	実施要領等に関する質問の受付
(3)	4月23日（水）から 5月1日（木）	参加表明書等の受付
(4)	5月2日（金）から 5月9日（金）	企画提案書等の受付
(5)	5月15日（木）（予定）	プレゼンテーションの実施 評価委員会による提案評価
(6)	5月下旬頃	評価結果の通知

6 募集手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の公表
令和7年4月23日（水）午前9時
町ホームページで公表する。
- (2) 質問の受付
ア 受付期間
令和7年4月23日（水）午前9時から令和7年4月30日（水）午後5時
まで
イ 質疑方法

質問表（様式1）に質問事項を記載し、「10 事務局（問い合わせ先）」に記載のメールアドレスに送信すること。なお、メールの件名は「質問表 企業名」とすること。

ウ 質疑の回答

質疑に対する回答については、町ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書等の受付

ア 受付期間

令和7年4月23日（水）午前9時から令和7年5月1日（木）午後5時まで（土日祝日を除く。郵送の場合は当日消印有効）

イ 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 会社概要書（様式任意）

ウ 提出先

東郷町企画部公共交通対策室（東郷町地域公共交通会議事務局）

(4) 企画提案書等の受付

提案者（本町が参加資格要件を満たしていないと判断した応募者及び応募を辞退した事業者を除く。）は、期日までに必要書類提出すること。期限までに提案書を提出しない提案者は、プレゼンテーション及び提案評価の対象者とししない。

ア 受付期間

令和7年5月2日（金）午前9時から令和7年5月9日（金）午後5時まで（土日祝日を除く。郵送の場合は必着）

イ 提出書類

企画提案書提出届（様式3）に下記(ア)(イ)を添えて提出すること。また、提出書類のPDFデータを収録したCD-Rを1枚提出すること。

(ア) 【東郷町地域公共交通計画策定支援業務】

以下の書類を正本1部、aからdまでの書類を副本として8部提出すること。

a 企画提案書

【東郷町地域公共交通計画策定支援業務（様式4-1から様式4-4）】

様式番号	枚数(以内)	備考
様式4-1	2枚	本町の地域特性や近隣市を含む公共交通の現状を把握するとともに、そこから想定される課題等について記載すること。
様式4-2	2枚	本業務実施に当たり、どのように次期東郷町地域公共交通計画を策定していくかをその全体像及び構成について記載すること。

様式4-3	2枚	どのように利用実態を把握し、町民ニーズ調査を実施するかについて記載すること。また、調査結果をどのように分析し、計画に反映させるのか等について記載すること。
様式4-4	1枚	その他アピールポイントやアイデア等を記載すること。
様式5	1枚	提案者の地方公共団体が発注する地域公共交通の確保・維持・改善等を目的とする地域公共交通等の策定業務の実績を記載すること。
様式6	1枚	本業務の実施体制並びに担当者及び経歴について記載すること。

b 業務実績表（様式5）

c 業務実施体制表（様式6）

d 本業務に係るスケジュール（様式任意）

業務期間中のスケジュールを記載すること。

e 受託金額見積書（様式任意）

受託金額見積額については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

(イ) 【東郷町巡回バス路線見直し支援業務】

以下の書類を正本1部、aからdまでの書類を副本として8部提出すること。

a 企画提案書

【東郷町巡回バス路線見直し支援業務（様式7-1から様式7-4）】

様式番号	枚数(以内)	備考
様式7-1	2枚	本町コミュニティバス「じゅんかい君」の現状を把握するとともに、そこから想定される課題等について記載すること。
様式7-2	2枚	本業務実施に当たり、どのように巡回バス路線見直しを実施していくかをその全体像及び構成について記載すること。
様式7-3	2枚	どのように利用実態を把握し、町民ニーズ調査を実施するかについて記載すること。また、調査結果をどのように分析し、路線

		見直し案に反映させるのか等について記載すること。
様式7-4	1枚	その他アピールポイントやアイデア等を記載すること。
様式8	1枚	提案者の地方公共団体が発注するコミュニティバスの路線設定、見直しを目的とする業務の実績を記載すること。
様式9	1枚	本業務の実施体制並びに担当者及び経歴についても記載すること。

- b 業務実績表（様式8）
- c 業務実施体制表（様式9）
- d 本業務に係るスケジュール（様式任意）
業務期間中のスケジュールを記載すること。
- e 受託金額見積書（様式任意）
受託金額見積額については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

ウ 提出先

東郷町企画部公共交通対策室（東郷町地域公共交通会議事務局）

(5) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和7年5月15日（木）（予定）

詳細の時間につきましては、各提案者に通知します。

イ 実施場所

東郷町役場

ウ 持ち時間

1者につき45分

- ・プレゼンテーション 20分
- ・質疑応答 20分
- ・準備時間 5分

エ 資料

プレゼンテーションで使用する資料は、提案した提案書と同一とする。ただし、補足資料等の追加を希望する場合は、事前に相談すること。

オ その他

- ・プレゼンテーション参加者は、会社名を特定できるようなものを身につけてはならない。

- ・本業務に関わる予定の責任者は、プレゼンテーションに参加すること。

(6) 選定委員会による提案評価

ア 評価方法

提出された書類及びプレゼンテーションによる審査を、東郷町地域公共交通計画策定支援業務等選定委員会において実施し、契約の優先交渉権者を選定する。選定委員会については、非公開で実施する。

イ 評価項目

評価項目は、下表のとおりとする。

評価項目	主な評価基準	配点
提案内容 【計画策定】	本町の地域特性や公共交通の現状・課題を適確に捉えた内容であるか。	15
	近隣市の地域特性や公共交通の現状・課題を理解しているか。	15
	重視すべき考え方、実効性のある計画に向けた考え方が示されているか。	15
	調査・分析内容を次期東郷町地域公共交通計画に具体的にどのように反映するか分かるような提案内容となっているか。	10
	事業者独自の具体的かつ優れた提案がされているか。	10
提案内容 【路線見直し】	本町における巡回バスの現状や課題を的確に捉えた内容であるか。	15
	路線見直しにあたり重視すべき考え方、方向性やポイント等が示されているか。	15
	住民からの意見聴取等方法、路線見直し案への反映方法は適切か。	15
	事業者独自の具体的かつ優れた提案がされているか。	10
実績・体制	本業務を遂行するにあたり、有効な実績を有するか。	10
	本町との打合せや問合せに迅速かつ適確に対応できる体制であるか。	10
	地域公共交通会議への支援体制・内容は的確であるか。	10
計画性	無理がなく効率的かつ計画的なスケジュールであるか。	10
見積金額	予算の範囲内で妥当性のある見積額であるか。	10

プレゼンテーション	意欲、積極性、説得力があるか。	10
-----------	-----------------	----

(7) 評価結果の通知

ア 評価委員会による評価で、最も得点の高い提案者を第1位の優先交渉権者とし、次点の提案者を第2位の優先交渉権者とします。

イ プレゼンテーションを行った提案者に、5月下旬頃に評価結果を通知します。

ウ 評価結果については、町ホームページで公表します。この際、第1位の優先交渉権者以外の提案者名は非公表とします。

7 契約事項

(1) 契約は、選定された優先交渉権者と本町において協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とします。

(2) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、次点となった第2位の者と協議を行います。

8 失格要件

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 参加表明書提出後、提出期限内に企画提案書等を提出しなかった場合

(3) 本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

(4) 本プロポーザル開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合

9 その他

(1) 提出書類の指定項目以外の箇所で、申請者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用はしないこと。

(2) 書類作成やプロポーザル等にかかる費用はすべて提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

(4) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合、本町は当該著作権を無償で使用するものとする。

(5) 本町が必要と認めるときは追加資料の提出を依頼する場合がある。

(6) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

10 事務局（問い合わせ先）

担 当 東郷町企画部公共交通対策室（東郷町地域公共交通会議事務局）

所在地 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

電 話 代表 0561-38-3111 (内線2323)

直通 0561-56-0716

メール tgo-kotsu@town.aichi-togo.lg.jp